	現行条文（令和4年版）								新条文（令和5年版）								
担当	編	章	節	条	項	下項以	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	下項以	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
本省	1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあっては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」、港湾工事にあっては「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和3年6月改正　政令第172号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあっては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」、港湾工事にあっては「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和4年6月改正　政令第216号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	更新
本省	1	1	1	2	27	2		なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。	1	1	1	2	27	2		なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号））に基づき実施しなければならない。	改定の更新
本省									1	1	1	2	24	2		納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。	文言追加
本省									1	1	1	2	24	3		なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。	文言追加
本省									1	1	1	4	1	18	（15）	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	新規追加
本省	1	1	1	13	6	3		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。	1	1	1	13	6	3		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国営施第19号、国総公第252号）による必要な措置をとるものとする。	更新
本省	1	1	1	13	6	5	（2）	受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	1	1	1	13	6	5	（2）	受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	修正
本省	1	1	1	14	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	14	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	誤植
本省	1	1	1	19	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。	誤植
本省									1	1	1	19	4	2		また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	文言追加
本省	1	1	1	19	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。	誤植
本省									1	1	1	19	5	2		また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	文言追加
本省	1	1	1	21	1	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	21	1	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	誤植
本省									1	1	1	21	4	4	（3）	週休二日の履行状況	新規追加
本省									1	1	1	22	3	4	（3）	週休二日の履行状況	新規追加
本省	1	1	1	24	3	1	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	24	3	1	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	文言の統一
本省	1	1	1	24	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け　道発372号　道路局長通達、最新改正　平成18年3月31日付け　国道利37号・国道国防第206号　道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け　国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号　水管理・国土保全局　河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	1	1	1	24	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け　道発372号　道路局長通達、最新改正　平成18年3月31日付け　国道利37号・国道国防第205号　道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け　国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号　水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	最新通達の適用
本省									1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	週休二日の対応	新規追加
本省									1	1	1	26	1	1		受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。	新規追加
本省									1	1	1	26	1	2		なお、週休二日は、月単位で４週８休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら４週８休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	新規追加
本省	1	1	1	31	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1	32	8	1	8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	誤字
本省	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正　内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	34	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正　内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	更新、誤字
本省	1	1	1	33	14	1	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正　政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正　法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	34	14	1	14. 通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正　政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正　法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新
本省	1	1	1	35	1	10	（8）	雇用保険法（令和3年6月改正　法律第58号）	1	1	1	36	1	10	（8）	雇用保険法（令和4年3月改正　法律第12号）	更新
本省	1	1	1	35	1	14	（12）	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正　法律第14号）	1	1	1	36	1	14	（12）	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正　法律第12号）	更新
本省	1	1	1	35	1	17	（15）	道路交通法（令和2年6月改正　法律第52号）	1	1	1	36	1	17	（15）	道路交通法（令和4年4月改正　法律第32号）	更新
本省	1	1	1	35	1	19	（17）	道路運送車両法（令和3年5月改正　法律第37号）	1	1	1	36	1	19	（17）	道路運送車両法（令和4年3月改正　法律第4号）	更新
本省	1	1	1	35	1	24	（22）	港湾法（令和2年6月改正　法律第49号）	1	1	1	36	1	24	（22）	港湾法（令和4年3月改正　法律第7号）	更新
本省	1	1	1	35	1	27	（25）	下水道法（令和3年5月改正　法律第31号）	1	1	1	36	1	27	（25）	下水道法（令和4年5月改正　法律第44号）	更新
本省	1	1	1	35	1	28	（26）	航空法（令和3年6月改正　法律第65号）	1	1	1	36	1	28	（26）	航空法（令和4年6月改正　法律第62号）	更新
本省	1	1	1	35	1	42	（40）	電気事業法（令和2年6月改正　法律第49号）	1	1	1	36	1	42	（40）	電気事業法（令和4年6月改正　法律第74号）	更新
本省	1	1	1	35	1	45	（43）	建築基準法（令和3年5月改正　法律第44号）	1	1	1	36	1	45	（43）	建築基準法（令和4年5月改正　法律第55号）	更新
本省	1	1	1	35	1	63	（61）	空港法（令和元年6月改正　法律第37号）	1	1	1	36	1	63	（61）	空港法（令和4年6月改正　法律第62号）	更新
本省	1	1	1	35	1	67	（65）	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正　法律第69号）	1	1	1	36	1	67	（65）	資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正　法律第46号）	更新
本省	1	1	1	35	1	69	（67）	職業安定法（令和元年6月改正　法律第37号）	1	1	1	36	1	69	（67）	職業安定法（令和4年3月改正　法律第12号）	更新
本省	1	1	1	35	1	70	（68）	所得税法（令和3年5月改正　法律第37号）	1	1	1	36	1	70	（68）	所得税法（令和4年6月改正　法律第71号）	更新
本省	1	1	1	35	1	74	（72）	電波法（令和3年3月改正　法律第19号）	1	1	1	36	1	74	（72）	電波法（令和4年6月改正　法律第70号）	更新
本省	1	1	1	35	1	75	（73）	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正　法律第42号）	1	1	1	36	1	75	（73）	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正　法律第32号）	更新
本省	1	1	1	35	1	76	（74）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正　法律第58号）	1	1	1	36	1	76	（74）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正　法律第12号）	更新

	現行条文（令和4年版）								新条文（令和5年版）								
担当	編	章	節	条	項	下項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	下項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
本省	1	1	1	35	1	82	（80）	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1	82	（80）	個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	最新通達の適用
本省				43					1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	石綿使用の有無	新規追加
本省				43					1	1	1	44	1	1		受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	新規追加
関東	1	2	1	0	1	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。	誤植
関東	1	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	2	2	0	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	改定までの読替え明示
関東	1	2	3	2	6	1	6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。	1	2	3	2	6	1	6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。	誤植
関東	1	2	3	3	11	1	11.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	3	11	1	11.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植
関東	1	2	3	4	2	1	2.盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	3	4	2	1	2.盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	誤植
関東	1	2	3	4	8	1	8.盛土材のまき出し及び締固め	受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	1	2	3	4	8	1	8.盛土材の巻出し及び締固め	受注者は、盛土材の巻出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	誤植
関東	1	2	3	7	2	1	2.残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。	1	2	3	7	2	1	2.残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。	誤植
九州	1	2	4	2	6	1	6.硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	4	2	6	1	6.硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	誤植
九州	1	2	4	3	14	1	14.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	3	14	1	14.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植
九州	1	2	4	4	11	1	11.接続部の緩和区間	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。	1	2	4	4	11	1	11.接続部の緩和区間	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。	誤植
九州	1	2	4	4	16	1	16.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	4	16	1	16.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植
中部	1	3	1	0	3	1	3.適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	1	3.適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）［2017年制定］」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	誤植
中部	1	3	2	0	1	3		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	1	3	2	0	1	3		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2017年制定］（2018年3月）	誤植
中部	1	3	2	0	1	4		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	1	3	2	0	1	4		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）［2017年制定］（2018年3月）	誤植
中部	1	3	2	0	1	5		土木学会　コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	1	3	2	0	1	5		土木学会　コンクリートのポンプ施工指針［2012年版］（平成24年6月）	誤植
中部	1	3	2	0	1	8		土木学会　鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）	1	3	2	0	1	8		土木学会　鉄筋定着・継手指針［2020年制定］（令和2年3月）	誤植
中部	1	3	2	0	1	9		公益社団法人日本鉄筋継手協会　鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）	1	3	2	0	1	9		日本鉄筋継手協会　鉄筋継手工事標準仕様書　ガス圧接継手工事（平成29年8月）	修正
中部	1	3	3	2	1	2	（1）	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	2	（1）	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	修正
中部	1	3	3	2	1	3	（2）	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	1	3	3	2	1	3	（2）	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正　法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	修正
中部	1	3	5	4	3	3	（2）	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJ土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	（2）	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及びJSCE-I　502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	修正
中部	1	3	6	4	5	1	5.コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	1	3	6	4	5	1	5.コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針［2012年版］　5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	誤植
中部	1	3	7	3	3	1	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	1	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）［2017年制定］本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤植
中部	1	3	7	5	8	4	②	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	1	3	7	5	8	4	②	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針［2020年制定］（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	誤植
中部	1	3	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	誤植
国総研									2	2	3	1	1	9		JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材）	追加
国総研	2	2	3	2	3	1	3.使用規定の例外	気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	2	2	3	2	3	1	3.使用規定の例外	気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	誤植
国総研	2	2	6	1	4	1	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	4	1	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	誤植
国総研	2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）［2018年制定］JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。	誤植
国総研	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正　政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正　政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	更新
本省	3	1	1	7	4	2		なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALS／EC電子納品に関する要領・基準サイト」（http://www.cals-ed.go.jp/index.html）において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9（H23.12.27更新）を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	3	1	1	7	4	2		なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」（R4.3）を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	更新
本省	3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）（一部改定　国官技第356号　令和4年3月29日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	更新

	現行条文（令和4年版）								新条文（令和5年版）								
担当	編	章	節	条	項	下一項以	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	下一項以	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
関東	3	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	2	0	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	改定までの読替え明示
関東	3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会　薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	3	2	2	0	0	14		日本グラウト協会　薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	更新
関東	3	2	2	0	0	16		環境省　水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	3	2	2	0	0	16		環境省　水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	修正
関東	3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）	修正
関東	3	2	2	0	0	20		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	3	2	2	0	0	20		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	修正
関東	3	2	2	0	0	47		土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）	3	2	2	0	0	47		土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）［2018年制定］（2018年10月）	誤植
関東									3	2	2	0	0	48		地盤工学会　地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）	新規追加
九州	3	2	3	2	4	10	②	交通量が非常に多い期間	3	2	3	2	4	10	②	交通量が非常に多い区間	誤植
九州	3	2	3	10	1	1	1. 視線誘導標	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	3	2	3	10	1	1	1. 視線誘導標	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	読点
九州	3	2	3	13	3	13	(9)	プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるもとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	13	3	13	(9)	プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	脱字
九州	3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）［2018年制定］」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤植
北陸	3	2	4	4	21	14	(9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。	3	2	4	4	21	14	(9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。	誤植
北陸	3	2	4	5	13	1	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50㎝以上、孔内水を使用する場合で80㎝以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。	3	2	4	5	13	1	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50㎝以上、孔内水を使用する場合で80㎝以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	誤植
北陸	3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	修正
北陸	3	2	4	7	7	1	7. 過堀の禁止	受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	7	7	1	7. 過堀りの禁止	受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	誤植
北陸	3	2	5	3	2	1	2. コンクリートブロック積	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。	3	2	5	3	2	1	2. コンクリートブロック積（張）	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。	脱字
北陸	3	2	5	3	4	1	4. コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻かいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5	3	4	1	4. コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻かいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	誤植
四国	3	2	6	7	4	16	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10㎝以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	16	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10㎝以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。	文言追加
四国	3	2	6	16	2	1	2. 舗設	受信者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	3	2	6	16	2	1	2. 舗設	受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	誤植
九州	3	2	7	6	1	1	1. 一般事項	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	2	7	6	1	1	1. 一般事項	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	誤植
近畿	3	2	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	3	2	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定める。	文言追加、削除
近畿	3	2	10	8	2	1	2. 周辺被害の防止	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認につとめ被害を与えないようにしなければならない。	3	2	10	8	2	1	2. 周辺被害の防止	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。	誤植
近畿	3	2	12	2	7	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ケ月以内、その他の塗料は製造後12ケ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	3	2	12	2	7	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	誤字
近畿	3	2	12	3	1	119	⑥	外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	119	⑥	外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	誤字
北陸	3	2	15	3	9	1	9. 盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	1	9. 盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	誤植
北陸	3	2	17	3	1	1	1. 樹木・芝生管理工の施工	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。	3	2	17	3	1	1	1. 樹木・芝生管理工の施工	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。	誤植
北陸	3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行わなければならない。	3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について（厚生労働省　令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行わなければならない。	修正
関東	6	1	1	0	6	1	6. 河積阻害等の防止	受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	6	1	1	0	6	1	6. 河積阻害等の防止	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	誤植
中部	6	3	2	0	2	5		国土交通省　河川砂防技術基準（令和3年4月）	6	3	2	0	2	5		国土交通省　河川砂防技術基準（令和4年6月）	年度更新
中部	6	3	2	0	5	7		国土交通省　機械工事共通仕様書（案）（令和3年3月）	6	3	2	0	5	7		国土交通省　機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	年度更新
中部	6	3	5	6	6	8	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	5	6	6	8	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	誤植
関東	6	4	16	3	0	2		伸縮装置工の施工については、第3編3-2-3-24伸縮装置工の規定による。	6	4	16	3	0	2		排水装置工の施工については、第6編6-4-12-3排水装置工の規定による。	誤植
九州	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。	年度更新
中国	7	2	5	4	1	1	1. 施工上の注意	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。	7	2	5	4	1	1	1. 施工上の注意	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に努めなければならない。	誤植
中国	7	2	5	11	12	1	12. ゲート閉鎖	受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。	7	2	5	11	12	1	12. ゲート閉鎖	受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。	誤植
中国	7	2	5	11	24	1	24. 曳航、回航にあたっての事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	7	2	5	11	24	1	24. 曳航、回航にあたっての事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に努めなければならない。	誤植
東北	8	1	2	0	0	4		土木学会　コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	8	1	2	0	0	4		土木学会　コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）［2013年制定］（2013年10月）	誤植
東北	8	1	2	0	0	5		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	8	1	2	0	0	5		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2017年制定］（2018年3月）	誤植
東北	8	1	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート副堰堤工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	誤植

	現行条文（令和4年版）									新条文（令和5年版）								
担当	編	章	節	条	項	下一項以	編章節条（項目見出し）	現行条文	改定理由	編	章	節	条	項	下一項以	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
東北	8	3	2	0	0	5		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）		8	3	2	0	0	5		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）	修正
東北	8	3	2	0	0	10		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）		8	3	2	0	0	10		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	修正
東北	8	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会　新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）		8	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会　新版　地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）	スペース
東北	8	3	5	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。		8	3	5	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	誤植
東北	8	3	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水桝工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。		8	3	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場打水路工、集水桝工その他これらに類する工種について定める。	誤植
東北	8	3	9	1	3	1	3. 杭建て込みのための削孔	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。		8	3	9	1	3	1	3. 杭建て込みのための削孔	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を避けるように施工しなければならない。	誤植
東北	8	3	9	3	3	1	3. 人工泥水	受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。		8	3	9	3	3	1	3. 人工泥水	受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けなければならない。	誤植
中部	9	1	2	0	0	4		土木学会　コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）		9	1	2	0	0	4		コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）［2013年制定］（2013年10月）	誤植
中部	9	1	3	5	1	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。		9	1	3	5	1	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更を指示する場合があるものとする。	文言追加
中部	9	1	4	7	4	1	4. バケットの構造	バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、速やかなものとする。		9	1	4	7	4	1	4. バケットの構造	バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ速やかなものとする。	句点
中部	9	1	4	9	8	1	8. 異コンクリートの打継ぎ	受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。		9	1	4	9	8	1	8. 異コンクリートの打継ぎ	受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を避けるようコンクリートを打込まなければならない。	誤植
中部	9	2	3	3	2	1	2. 過堀の処理	受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。		9	2	3	3	2	1	2. 過堀りの処理	受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。	誤植
中部	9	2	4	1	6	1	6. オーバーサイズの除去	受注者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。		9	2	4	1	6	1	6. オーバーサイズの除去	受注者は、巻出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	誤植
中部	9	2	4	5	2	1	2. まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。		9	2	4	5	2	1	2. 巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植
中部	9	2	4	5	3	1	3. まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。		9	2	4	5	3	1	3. 巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植
中部	9	2	4	5	4	1	4. まき出し材料の含水比	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。		9	2	4	5	4	1	4. 巻出し材料の含水比	受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	誤植
中部	9	2	4	5	5	1	5. 層間の密着性の確保	受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督職員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。		9	2	4	5	5	1	5. 層間の密着性の確保	受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督職員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後に巻出しを行わなければならない。	誤植
中部	9	2	4	6	2	1	2. まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。		9	2	4	6	2	1	2. 巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植
中部	9	2	4	6	3	1	3. まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。		9	2	4	6	3	1	3. 巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植
中部	9	2	4	6	4	1	4. まき出し材料の粒度	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。		9	2	4	6	4	1	4. 巻出し材料の粒度	受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	誤植
中部	9	2	4	7	2	1	2. まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。		9	2	4	7	2	1	2. 巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植
中部	9	2	4	7	3	1	3. まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。		9	2	4	7	3	1	3. 巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植
中部	9	2	4	7	4	1	4. 大塊・小塊のまき出し	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。		9	2	4	7	4	1	4. 大塊・小塊の巻出し	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。	誤植
九州	10	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。		10	1	2	0	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	改定までの読替え明示
九州	10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）		10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）	修正
九州	10	1	2	0	0	14		日本道路協会　落石対策便覧（平成12年6月）		10	1	2	0	0	14		日本道路協会　落石対策便覧（平成29年12月）	発行日修正
九州	10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）		10	1	2	0	0	20		日本建設機械施工協会　除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	修正
九州	10	1	2	0	0	22		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）		10	1	2	0	0	22		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
四国	10	2	2	0	0	26		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）		10	2	2	0	0	26		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
四国	10	2	5	1	2	1	2. 適用規定	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編10-2-5-3側溝工、10-2-5-5集水桝（街渠桝）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		10	2	5	1	2	1	2. 適用規定	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編 10編10-2-5-3側溝工、10編10-2-5-5集水桝（街渠桝）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記の統一
四国	10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、第3編3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記の統一
四国	10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記の統一、発行年月
四国	10	2	10	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		10	2	10	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	修正
四国	10	2	10	2	2	1	2. 区画線の指示方法	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。		10	2	10	2	2	1	2. 区画線の指示方法	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	修正
北陸	10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い行わなければならない。		10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	修正
北陸	10	3	2	0	0	19		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）		10	3	2	0	0	19		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
近畿	10	4	2	0	0	15		日本道路協会　鋼道路橋の疲労設計便覧（令和2年9月）		10	4	2	0	0	15		日本道路協会　鋼道路橋疲労設計便覧（令和2年9月）	誤字
近畿	10	4	2	0	0	19		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）		10	4	2	0	0	19		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
近畿	10	5	2	0	0	16		建設省　土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）		10	5	2	0	0	16		建設省　土木研究所　プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）	スペース
近畿	10	5	2	0	0	18		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）		10	5	2	0	0	18		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
近畿	10	6	2	0	0	7		土木学会　トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月）		10	6	2	0	0	7		土木学会　トンネル標準示方書山岳工法編・同解説［2016年制定］（平成28年8月）	誤植
近畿	10	6	2	0	0	8		土木学会　トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月）		10	6	2	0	0	8		土木学会　トンネル標準示方書開削工法編・同解説［2016年制定］（平成28年8月）	誤植
近畿	10	6	2	0	0	9		土木学会　トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）		10	6	2	0	0	9		土木学会　トンネル標準示方書シールド工法編・同解説［2016年制定］（平成28年8月）	誤植

	現行条文（令和4年版）									新条文（令和5年版）									
担当	編	章	節	条	項	下項以	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	下項以	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
近畿	10	6	2	0	0	19		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	6	2	0	0	19		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
近畿	10	6	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	10	6	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	誤植
近畿									10	6	5	3	11	1	11. 横断目地	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。	新規追加
近畿									10	6	5	3	11	2		なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	新規追加
近畿	10	6	5	3	11	1	11.打設時期	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	6	5	3	12	1	12.打設時期	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
東北	10	7	2	0	0	16		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	10	7	2	0	0	16		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）［2017年制定］（2018年3月）	誤植
東北	10	7	2	0	0	17		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	10	7	2	0	0	17		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2017年制定］（2018年3月）	誤植
東北	10	7	2	0	0	18		日本道路協会　落石対策便覧（平成12年6月）	10	7	2	0	0	18		日本道路協会　落石対策便覧（平成29年12月）	発行日修正
東北	10	7	2	0	0	22		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	7	2	0	0	22		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
北陸	10	8	2	0	0	21		日本道路協会　落石対策便覧（平成12年6月）	10	8	2	0	0	21		日本道路協会　落石対策便覧（平成29年12月）	発行日修正
北陸	10	8	2	0	0	23		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	8	2	0	0	23		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
中部	10	9	2	0	0	7		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	9	2	0	0	7		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
中部	10	10	2	0	0	7		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	10	2	0	0	7		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
中部	10	11	2	0	0	5		土木学会　トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	10	11	2	0	0	5		土木学会　トンネル標準示方書シールド工法編・同解説［2016年制定］（平成28年8月）	誤植
中部	10	11	2	0	0	6		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	11	2	0	0	6		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
中部	10	12	2	0	0	4		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	12	2	0	0	4		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
中部	10	13	2	0	0	4		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	13	2	0	0	4		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
東北	10	14	2	0	0	15		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	14	2	0	0	15		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
東北	10	14	14	7	5	1	5.落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。	10	14	14	7	5	1	5.落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に努めなければならない。	誤植
東北	10	14	20	4	0	2		受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	10	14	20	4	0	2		受注者は、路肩整正の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤字
東北	10	15	2	0	0	4		日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	15	2	0	0	4		日本建設機械施工協会　除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	修正
東北	10	15	2	0	0	11		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	15	2	0	0	11		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
東北	10	15	3	1	9	1	9.作業上支障となる箇所	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。	10	15	3	1	9	1	9.作業上支障となる箇所	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。	誤植
東北	10	15	3	5	4	1	4.凍結防止剤の保管等	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	15	3	5	4	1	4.凍結防止剤の保管等	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械施工協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	修正
中国	10	16	2	0	0	13		日本みち研究所　補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	16	2	0	0	13		日本みち研究所　補訂版　道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	スペース
中国	10	16	24	4	29	1	29.超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、（一社）日本非破壊検査協会「NDIS 0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	10	16	24	4	29	1	29.超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく2種以上の有資格者とする。	修正